

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

資料 1

# 給付金の算定要素について

## 1 基本的考え方

電波利用の継続を期待して無線局建設等のために投資をしたにもかかわらず、政策転換等の結果、回収が見込めなくなった投資資本の未回収部分について、金銭的な補填を行うことが目的  
損失補償は、使用権に対する補償と通常生ずべき損失に対する補償に分類されるが、給付金額の算定にあたっては、電波使用権そのものに対する補償は不要であり、電波法第71条の規定に基づく周波数移行命令に当たっての補償と同様に、通常生ずべき損失の範囲内で検討することが適当

### 既存免許人の立場

- ア 国民共有の資源である電波を免許の有効期間中に限り、利用できる立場
- イ 電波の使用料を支払っていない(電波利用料は、いわばマンションの管理費用)
- ウ 行政財産の使用許可撤回に伴う使用権対価補償を不要とした最高裁判決(東京都卸売市場事件：昭和49.2.5)の存在

## 2 算定要素

実効性を伴った迅速な処理を可能とするため、既存免許人への補償は、あらかじめ給付対象や給付金額の算定方法を一定程度、定型化した上で、給付金を支給することが適当

(憲法第29条第3項に基づく損失補償については、補償の要否や補償額の算定は、個々具体的な事例に則して、慎重な手続きをとる必要がある。)

### 算定の検討対象とするもの

撤去設備の残存簿価

撤去費用

新規設備の前倒し取得に伴う金融費用

### 算定の検討対象としないもの

営業損失

新規設備の取得費用

新規設備の前倒し取得を前提としており、営業休止となることは一般に想定していないことから事前に定型化することは困難。

新規設備は結果として新規設備の取得者の財産となるものであり、損失が生じているわけではないことから、既存設備の取得費に比べて増加した費用も含めて給付対象としないことが適当

### 3 検討課題

#### (1) 撤去設備について

##### 耐用年数及び償却方法の取扱い

- ・免許人毎に異なる耐用年数及び償却方法の取扱い
- ・耐用年数が長期(10年以上)のもの(鉄塔、局舎等)の取扱い
- ・耐用年数経過後の設備の取扱い(残存価額の取扱い)

##### 撤去費用の取扱い

- ・撤去費用の範囲

##### 対象とする設備の範囲

- ・無線設備以外の設備(電源設備、鉄塔、局舎等)の取扱い

#### (2) 新規取得設備について

取得費用は算定対象外

##### 新規設備の前倒し取得に伴う金融費用の取扱い

- ・対象とする設備の範囲
- ・前倒しとみなす期間(いつから前倒しすると考えるか)
- ・適用する金利